



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月12日
号外(2)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 公 告	
指定管理者公募公告(住宅課).....	1

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県営住宅について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年11月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営住宅(41団地、156棟、2,866戸。以下「県営住宅」という。)
- (2) 所在地 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市および高島市の12市

2 指定管理者が行う業務

- (1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務
- (2) 家賃等の収納に関する業務
- (3) 入居者への指導および連絡に関する業務
- (4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務
- (5) 家賃等の滞納者等への指導および連絡に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 申請書類の提出は、持参または郵送とする。持参の場合は、令和6年12月10日(火)および令和6年12月11日(水)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和6年12月11日(水)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館6階 滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4234

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和6年11月12日(火)から令和6年12月11日(水)まで
- (2) 配布場所 滋賀県ホームページおよび5(2)に示す場所

7 その他 詳細は、募集要項による。

